

2 丁		法務省							原田明夫	
年	月	日	事項	法	務	省	名			
昭和四九	八	一二	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する 法務省刑事局付に充てることを解く							
九	一七	外務事務官（大臣官房）に併任する 法務事務官（法務省刑事局付）に併任する								
五〇	二	一五	外務事務官（大臣官房）の併任を解除する 法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する							
五三	七	一	外務事務官（在アメリカ合衆国日本国大使館）に転任させる （在アメリカ合衆国日本国大使館）に転任させる	法	務	省				
五四	八	一四	一等書記官を命ずる 帰朝を命ずる 法務省に出向させる	外	務	省				
一	一二	一	検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる 法務省刑事局参事官に充てる							
二九	二六	一	法務省刑事局参事官に充てることを解く アメリカ合衆国へ出張を命ずる	法	務	省				

原田明夫		年	月	日	事項	法務省
名	府	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省
法務省刑事局参事官に充てる		出張期間は昭和五四年一月三〇日から同年二月一六日までとする				
かねて法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てる						
かねて法務省人権擁護局付に充てる						
かねて法務総合研究所教官に充てる						
大韓民国へ出張を命ずる						
併任の期間は昭和五七年一月一八日から同月二二日までとする						
外務事務官（アジア局）に併任する						
出張期間は昭和五七年一月二二日までとする						
ド及び香港へ出張を命ずる						
法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長に充てる						
法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てることを解く						

原田明夫

		法務省		年	月	日	事項	法務省
		昭和五八	四	一五			法務総合研究所教官に充てることを解く	最高裁判所
	六一	"	"	二七			法制審議会幹事に併任する	"
	六	一一	一〇	五	二四		最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する	"
	二	一五	八	六〇	一一	二〇	西ドイツ、ベルギー、フランス及び連合王国へ出張を命ずる	最高裁判所
4丁				"			出張期間は昭和五八年六月四日から同月一六日までとする	法務省
				"			法務省刑事局公安課長に充てる	最高裁判所
				"			最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免げる	最高裁判所
				"			法制審議会幹事に併任する	最高裁判所
				"			検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	最高裁判所
				"			併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする	最高裁判所
				"			インドネシア、マレーシア、大韓民国及び香港へ出張を命ずる	最高裁判所
				"			出張期間は昭和六〇年七月二八日から同年八月一七日までとする	最高裁判所
				"			大韓民国へ出張を命ずる	最高裁判所
				"			出張期間は昭和六〇年一〇月一七日から同月二二日までとする	最高裁判所
				"			東京高等検察庁検事に配置換する	最高裁判所
				"			法務省刑事局刑事課長に充てる	最高裁判所
				"			検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	最高裁判所
				"			併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする	最高裁判所

原田明夫

年 月 日 事 項 庁

原

田

明

夫

法務省			年	月	日	事	項	原田明夫
昭和六一	九	一	法務省	務	省	副検事選考審査会予備委員に併任する	法務省	原田明夫
"	"	"	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	最	高	裁	判	所
"	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する	最	高	裁	判	所
六二	四	一五	法制審議会幹事に併任する	法	務	省	外	務
"	"	"	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法	務	省	副	檢
"	"	"	併任の期間は昭和六二年一二月三一日までとする	法	務	省	事	官
六三	四	二〇	法務大臣官房人事課長に充てる	法	務	省	事	官
"	"	"	法務省人事管理官を命ずる	法	務	省	事	官
"	"	"	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表の委嘱を解く	最	高	裁	判	所
四五	二五	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法務省	務	省	副	檢	官
		法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	外	務	省	事	官	事

5丁

原田明夫

法務省										年 月 日	事項	法務省	
昭和六三	五	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六				
平成元	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一二	一二	併任の期間は昭和六三年一二月二一日までとする	任期は昭和六三年六月三〇日までとする	公証人審査会委員に併任する	
平成元	一	一	一	一	一	一	一	一	一	併任の期間は昭和六四年一二月三一日までとする	昭和六三年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	併任の期間は昭和六四年一二月三一日までとする	
平成元	二	一	一	一	一	一	一	一	一	併任の期間は昭和六四年一二月三一日までとする	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事の併任を解除する	
平成元	四	一	一	一	一	一	一	一	一	併任の期間は昭和六三年一二月三一日までとする	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	
平成元	六	一	一	一	一	一	一	一	一	併任の期間は昭和六三年一二月三一日までとする	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	
平成元	六	一	一	一	一	一	一	一	一	併任の期間は昭和六四年一二月三一日までとする	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	
平成元	六	一	一	一	一	一	一	一	一	併任の期間は昭和六四年一二月三一日までとする	昭和六四年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	昭和六四年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	
平成元	二	一	一	一	一	一	一	一	一	併任の期間は平成元年一二月三一日までとする	公証人審査会委員に併任する	公証人審査会委員に併任する	
平成元	四	一	一	一	一	一	一	一	一	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	平成二年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	平成二年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	

6丁

法務省										原田明夫
年		月		日		事項		府名		
平成二年六月一日	年	月	日	事項	府名					
併任の期間は平成二年一二月三一日までとする										
法務省共済組合運営審議会委員を命ずる										
法務審議会幹事に併任する										
平成三年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する										
併任の期間は平成三年一二月三一日までとする										
最高検察庁検事に配置換する										
法務大臣官房人事課長に充てる										
検察官特別考試審査会臨時委員に併任する										
併任の期間は平成三年一二月三一日までとする										
司法修習生考試委員会委員を委嘱する										
公証人審査会委員に併任する										
平成四年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する										
併任の期間は平成四年一二月三一日までとする										
盛岡地方検察庁検事正に配置換する										
法務省人事管理官を免ずる										
法務省共済組合運営審議会委員を免ずる										
法務審議会幹事の併任を解除する										

原 田 明 夫		年	月	日	事	項	法 務 省
平成 八	一	一六	法務省刑事局長に充てる				
九	〃	二六	検察官特別考試審査会委員に併任する				
一	一一	二三	副檢事選考審査会委員に併任する				
二〇	二九	二四	第一三六回国会政府委員を命ずる				
九	〃	二五	法制審議会少年法部会委員に併任する				
一	一〇	二六	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を免ずる				
二〇	二九	二七	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二〇条による合同会議日本政府代表代理を免ずる				
九	〃	二八	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する				
一	一一	二九	司法修習生考試委員会委員を委嘱する				
二〇	二九	二六	青少年問題審議会幹事に任命する	内	最 高 裁 判 所	法 務 省	
九	〃	二九	自然環境保全審議会幹事に任命する	内	最 高 裁 判 所	法 務 省	
一	一一	二九	動物保護審議会幹事に任命する	内	最 高 裁 判 所	法 務 省	
二〇	二九	二九	第一三四回国会政府委員を命ずる	内	最 高 裁 判 所	法 務 省	
九	丁	二九	第一四〇回国会政府委員を命ずる	内	最 高 裁 判 所	法 勿 省	

法務省												原田明夫		
年	月	日	事項			内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣			
平成九	九	二九	第一四一回国会政府委員を命ずる											
一〇	一	一二	法制審議会幹事に併任する			内	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省		
一一	一	一二	第一四二回国会政府委員を命ずる			内	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣		
一二	二	三四	法制審議会刑事法部会委員に併任する			内	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣		
一二	三	二四	法制審議会少年法部会委員に併任する			内	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣		
一二	六	二八	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する			法	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所		
一二	二三	二三	法務事務次官に任命する			法	務省	務省	務省	務省	務省	務省		
一二	六	二六	中央省庁等改革推進本部幹事に任命する			法	務省	務省	務省	務省	務省	務省		
一二	七	二一	司法試験管理委員会委員長に併任する			法	務省	務省	務省	務省	務省	務省		
一二	三	二二	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く			法	務省	務省	務省	務省	務省	務省		
一二	八	二二	法務審議会委員に併任する			法	務省	務省	務省	務省	務省	務省		
一二	七	二二	公害対策會議幹事に任命する			法	務省	務省	務省	務省	務省	務省		
一二	一四	二一	海外移住審議会幹事に任命する			法	務省	務省	務省	務省	務省	務省		
一二	一九	二六	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる			最	高裁	判所	最	高裁	判所	最	高裁	判所
一二	七	二六	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる			最	高裁	判所	最	高裁	判所	最	高裁	判所
一二	二四	二四	高齢社会対策會議幹事に任命する			最	高裁	判所	最	高裁	判所	最	高裁	判所
一二	九	二六	国有財産中央審議会委員に併任する			最	高裁	判所	最	高裁	判所	最	高裁	判所
一二	二八	二四	国会等移転審議会幹事に任命する			最	高裁	判所	最	高裁	判所	最	高裁	判所
一二	一四	二四	中央交通安全対策會議幹事に任命する			最	高裁	判所	最	高裁	判所	最	高裁	判所

